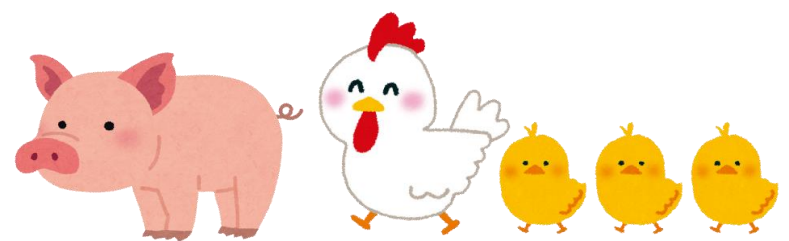


速やかな手当金受け取りのためには 日頃からの伝票情報等の整理が重要です！

家畜伝染病が発生した場合の法に基づく手当金は、発生農場の経営を支援するために交付されるものです。発生農場にとっては経営再開のための重要な資金の一つとなりますが、評価額算定に当たって必要となる書類が多岐に渡ります。よって、速やかに手当金等の交付を受けるためには、日頃から下記の伝票情報等を整理・保管しておく必要があります。

※いずれも消費税額が分かる必要があります。
※農林水産省HPの模擬伝票もご参考としてください。

家畜の評価に必要な資料の一例



導入に要する費用が分かるもの

- 導入日齢、導入日、品種、導入頭羽数、日齢、性別、価格が記載された伝票等

生産に要する費用が分かるもの

- 当該家畜の生産に係る伝票、およそ直近1年分
- 飼養期間が短期間に限定されている場合は、生産に直接関係する伝票でも可能
- 生産物の製品化に要する費用については、生産にかかる費用として計上しない



出荷に要する費用が分かるもの

- 種類毎におよそ直近1年分が必要
- 通常の平均出荷日齢を確認する必要がある
- 廃用時に販売価格がない場合についても、平均廃用日齢を算出するために必要



物品の評価に必要な資料の一例

販売価格が分かるもの

- 卵や堆肥の通常の販売価格、重量等が分かる資料が必要
- 実際に焼埋却した飼料等に係る伝票が必要



【補足】 下記の場合は手当金が減額されることがあります。

- ◆ 飼養衛生管理基準違反
- ◆ 早期通報違反
- ◆ 虚偽報告

詳細については、農林水産省HPをご覧ください。

